



国保連合会ガイド

yamaguchi kokuho rengoukai 2022

山口県国民健康保険団体連合会
令和4年7月

目 次



I 山口県国民健康保険団体連合会の概要

1	設立及び性格	1
2	名称・所在地	1
3	会員及び被保険者の状況	1
4	会務運営	2
5	事務局組織	3

II 山口県国民健康保険団体連合会の事業

1	国民健康保険診療報酬審査支払業務	4
2	後期高齢者医療制度関係業務	5
3	柔道整復療養費審査支払業務	5
4	出産育児一時金等支払業務	7
5	福祉医療費審査支払業務	7
6	介護保険業務	8
7	障害者総合支援審査支払業務	10
8	保険者事務電算共同処理事業	10
9	特定健康診査・特定保健指導に関する事業	13
10	国保連合会が行う保健事業	14
11	国保データベース（KDB）システム	15
12	広報事業の推進	16
13	研修事業	16
14	その他の業務	17

III 山口県国民健康保険団体連合会のあゆみ

18

I 山口県国民健康保険団体連合会の概要



1 設立及び性格

山口県国民健康保険団体連合会は、昭和15年7月山口県国民健康保険組合連合会として発足し、国民健康保険法（以下「国保法」という。）の改正により昭和23年12月に山口県国民健康保険団体連合会と改称し、現在に至っています。

また、国保法（第83条）に基づき、会員である保険者（県及び市町並びに国民健康保険組合）が共同して、診療報酬の審査・支払、保険者事務の共同処理等、その目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立された団体であり、その性格は、公法人です。

2 名称・所在地

山口県国民健康保険団体連合会
山口市朝田1980番地7

3 会員及び被保険者の状況

国民健康保険事業を行う県・市町・国民健康保険組合をもって会員とし、その代表は、県及び市町並びに国民健康保険組合の長です。

会員数（令和4年4月1日 現在）

区分	県	市	町	国保組合	合計
会員数	1	13	6	1	21

国保被保険者数の状況（令和4年4月1日 現在）

（単位：人）

区分	市	町	国保組合	合計
一般被保険者数	254,996	13,004	3,716	271,716
退職被保険者数	0	0	—	0
合計	254,996	13,004	3,716	271,716

後期高齢者被保険者数の状況（令和4年4月1日 現在）

（単位：人）

区分	市	町	国保組合	合計
後期高齢者被保険者数	234,366	12,963	—	247,329

4 会務運営

国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の会務運営は、議決機関としての総会、執行機関としての理事会、監査機関としての監事会により行われています。

● 総会

総会は、国保連合会の意思決定の最高機関であり、保険者を代表する者全員で構成され、事業計画、予算・決算、規約の改正等の審議を行います。

● 理事会

理事会は、総会の招集、総会に提出する議案及び規則・規程の改正等、会務運営の具体的方策について審議を行います。

● 監事會

監事會は、決算状況、財産の管理等について監査を行います。

《役員定数》 (人)

区分	定 数	内 訳			
		県 (知事の推薦者)	市町長	国保組合長	学識経験者
理事	11	1	8	1	1
監事	2	0	2	0	0



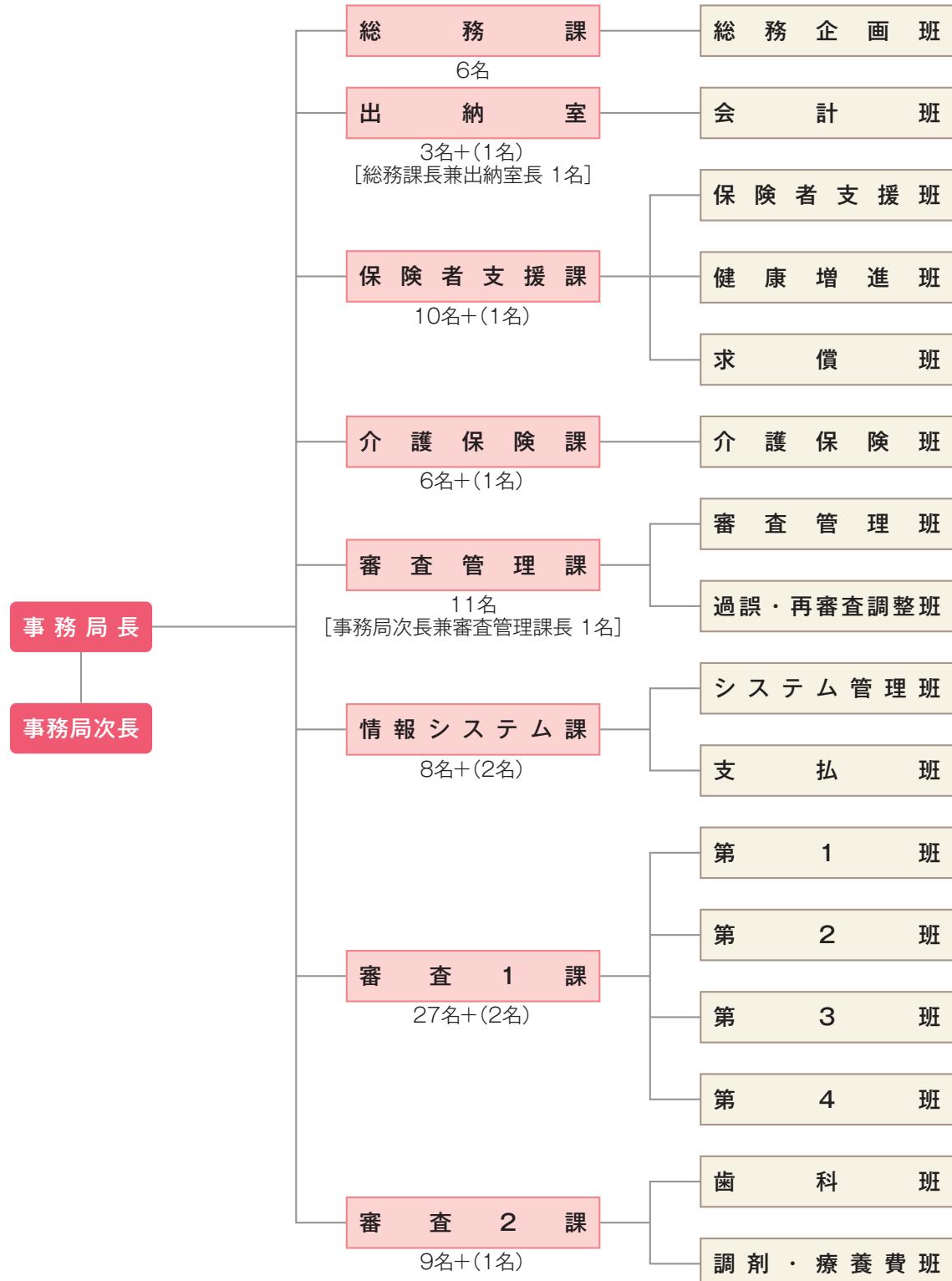
通常総会

5 事務局組織

1局7課1室16班

職 員 数 80名

再任用職員 8名 () 書きで表示



(令和4年4月1日 現在)

Ⅱ 山口県国民健康保険団体連合会の事業

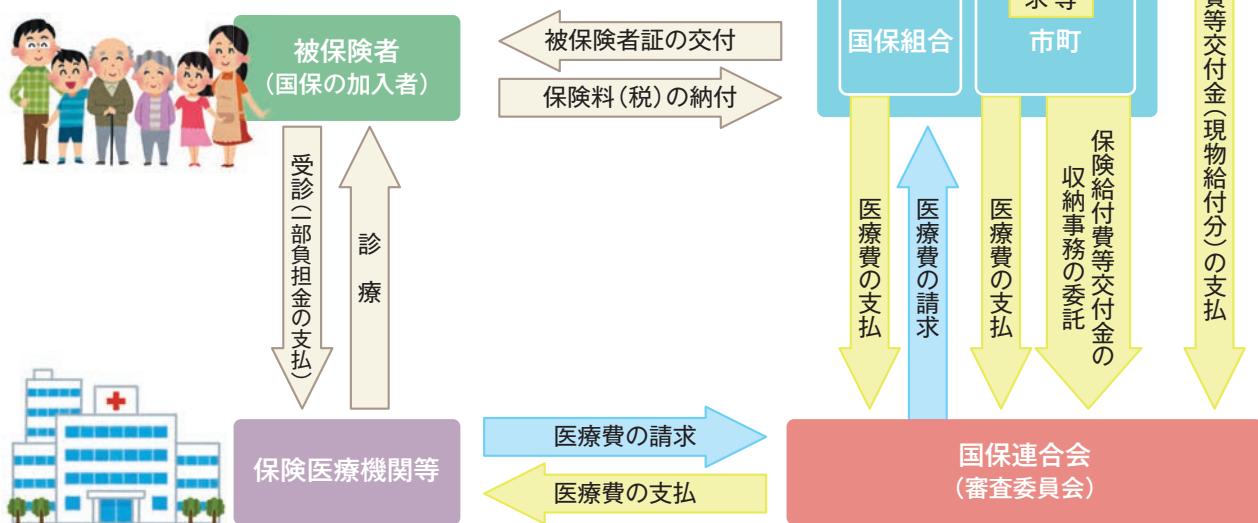


1 国民健康保険診療報酬審査支払業務

(1) 診療報酬審査支払業務

審査支払業務は本会の基幹業務です。保険者（市町・国保組合）の委託を受け、保険医療機関等から提出される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を公正かつ適正に審査し、保険者（市町・国保組合）への医療費の請求及び保険医療機関等へ医療費の支払を行っています。

審査支払の流れ



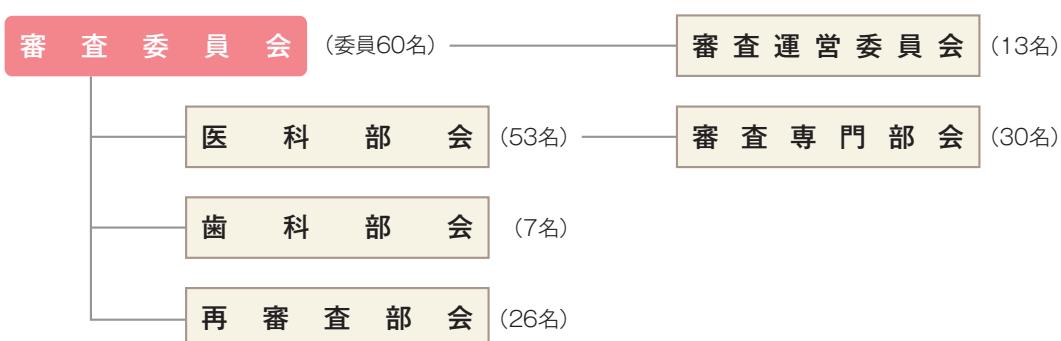
(2) 国保診療報酬審査委員会

国保診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、レセプトの審査を行うため、国保法第87条に基づき、本会に設置されています。



審査委員会の構成は、レセプトの審査が公正かつ適正に行われるよう、保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員の三者からなり、それぞれ同数の委員をもって組織されています。

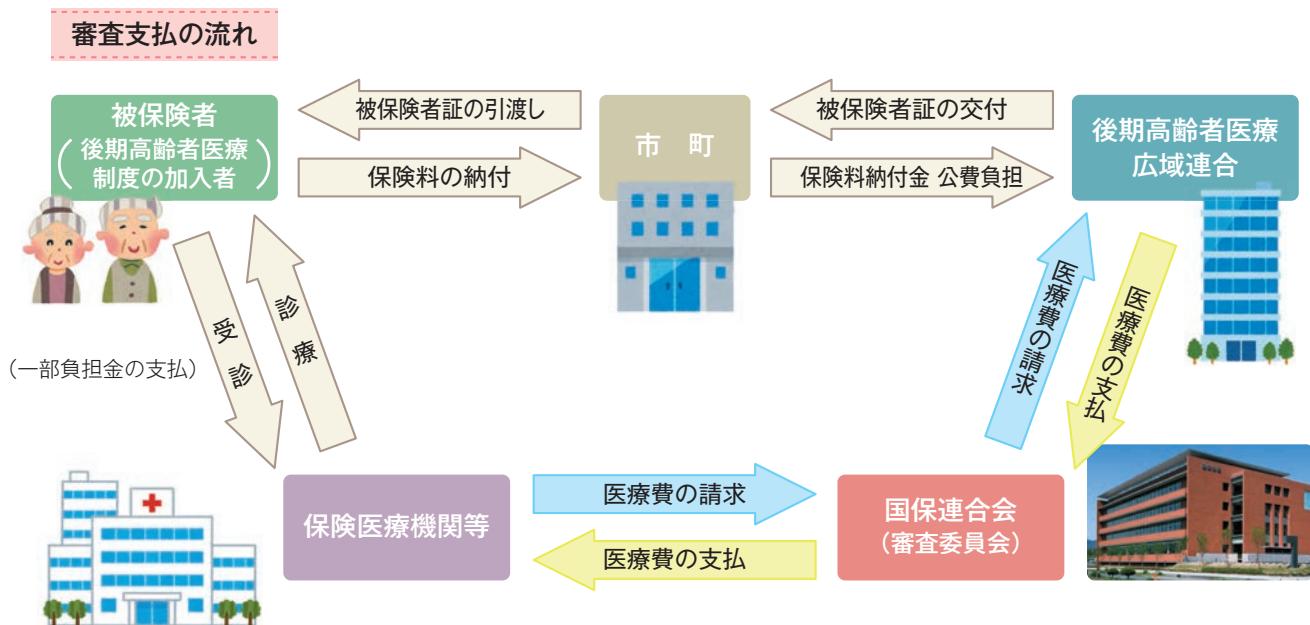
委員の委嘱は県知事が行い、任期は2年となっています。



（令和4年6月1日 現在）

2 後期高齢者医療制度関係業務

平成20年4月に施行された後期高齢者医療制度に係るレセプトの審査・支払を、山口県後期高齢者医療広域連合から委託されています。また、レセプト点検事務や第三者行為求償事務等についても委託されているため、国保同様にこれらの業務を行います。



3 柔道整復療養費審査支払業務

(1) 柔道整復療養費審査支払業務

柔道整復療養費審査支払業務は、診療報酬審査支払業務と同様に保険者（市町・国保組合）及び山口県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、柔道整復施術所から本会へ提出された柔道整復療養費支給申請書を公正かつ適正に審査し、保険者（市町・国保組合）及び山口県後期高齢者医療広域連合へ療養費の請求及び柔道整復施術所へ療養費の支払を行っています。

(2) 柔道整復療養費審査委員会

柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）は、柔道整復療養費支給申請書の審査を行うため、本会に設置されています。

柔整審査会は、柔道整復療養費支給申請書の審査が公正かつ適正に行われるよう、施術担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者の三者からなり、それぞれ2名の委員をもって組織されています。

委員の委嘱は本会理事長が行い、任期は2年となっています。

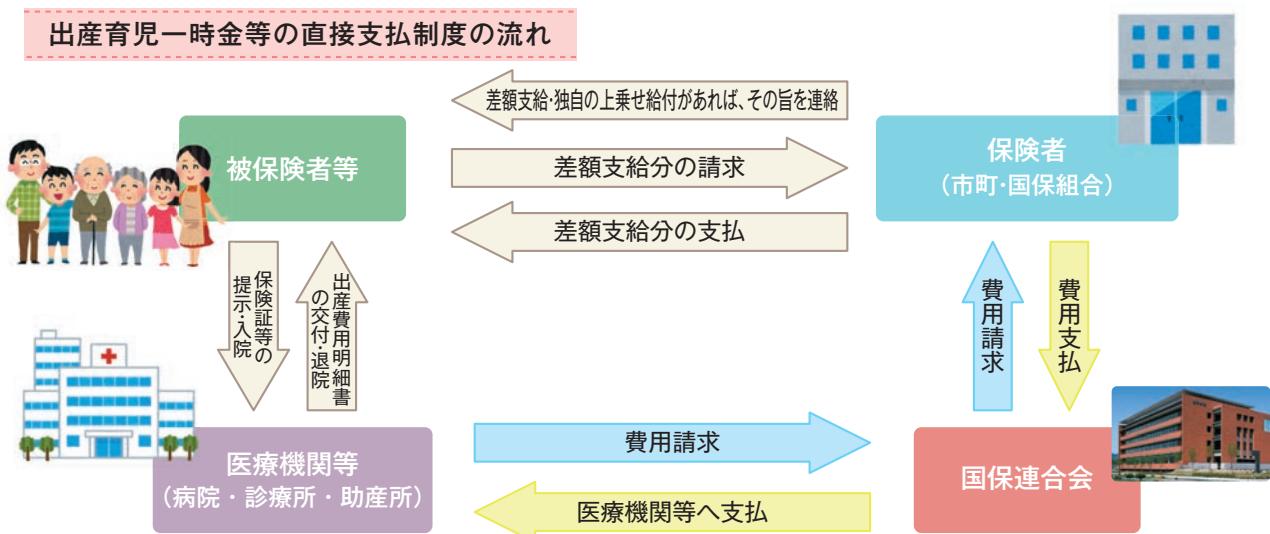
診療報酬等審査支払業務処理日程

月 日	処 理 内 容
当月 1	
5	<p>↑ レセプト受付業務 (5~10日) ○請求書等の記載事項の確認</p>
10	<p>↓ レセプト審査事務共助 (10~21日) ○レセプト記載事項の記入もれ、誤り等の確認 ○算定点数の事務的点検 ○レセプト審査事務共助 ○レセプト入力 (OCR入力)</p>
15	<p>↔ 再審査部会・審査運営委員会 (15日)</p>
20	<p>↑ 計数整理及び共同処理照合修正業務 (19~翌月3日) ○レセプトの計数整理及び増減点返戻通知書作成 ○共同電算処理に伴う補記 ○決定点数算出 ○資格確認、給付確認</p>
25	<p>↑ 全国決済受託分発送 (23~26日)</p> <p>↑ 全国決済委託分計数整理及び共同処理照合修正業務 (27~翌月3日) ○レセプト入力 (OCR入力) ○決定点数算出 ○資格確認、給付確認</p>
30	
翌月 1	<p>↑ 保険医療機関等に増減点返戻通知書等送付 (3日)</p>
5	<p>↑ 保険者別確定額通知送付・共同電算処理関係電子帳票開示 (5~6日)</p>
10	<p>↑ レセプト公開 (8~10日)</p>
15	
20	<p>↔ 保険者から連合会への払込</p>
25	<p>↔ 保険医療機関等への支払 (早期)</p>
30	<p>↔ 保険医療機関等への支払</p>

4 出産育児一時金等支払業務

平成21年10月から、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度が開始され、医療保険者が出産にかかった費用を医療機関等に直接支払うことになり、医療保険者から委託を受け、その支払業務を国保連合会が行っています。平成22年7月から正常分娩に係る磁気媒体での請求について月2回（10日提出分・25日提出分）の請求を取り扱っています。また、診療報酬等の支払早期化に伴い、出産育児一時金についても、平成24年3月提出分から早期支払を実施しています。

当初は国保連合会で、県内の医療被保険者すべてを対象とする業務でしたが、法改正により、平成29年4月からは国保被保険者のみの取り扱いとなっています。

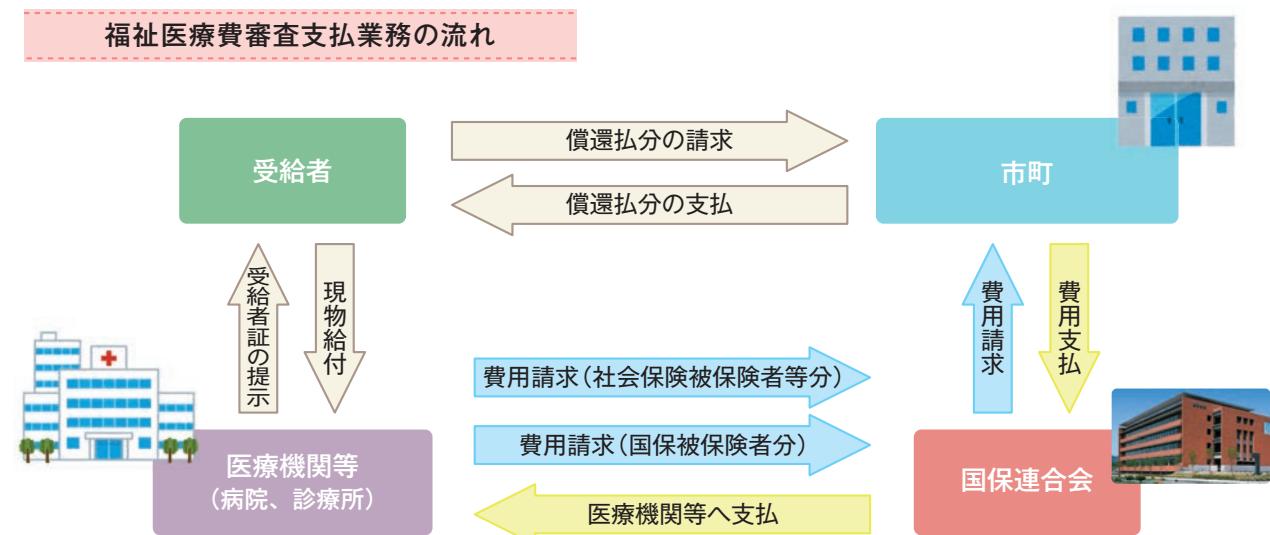


5 福祉医療費審査支払業務

福祉医療費助成制度は、市町を実施主体として、昭和48年10月に「重度心身障害者医療費助成制度」、「乳児医療費助成制度」として実施され、昭和53年10月からは「母子家庭医療費助成制度」が追加（平成21年8月に見直され、「ひとり親家庭医療費助成制度」として実施）され、平成21年8月診療分から、委託を受けた市町の福祉医療受給者資格の確認を実施しています。

山口県では福祉医療費の審査支払事務は、国保被保険者のみならず社会保険各法の被保険者及び被扶養者に係るものについても、国保連合会が行っています。

これらの請求書等は保険医療機関等から毎月10日までに国保連合会に提出され、本会で請求内容の点検後、請求額を確定し、診療報酬等と合わせて保険医療機関等に支払いを行います。



6 介護保険業務

(1) 介護保険審査支払業務

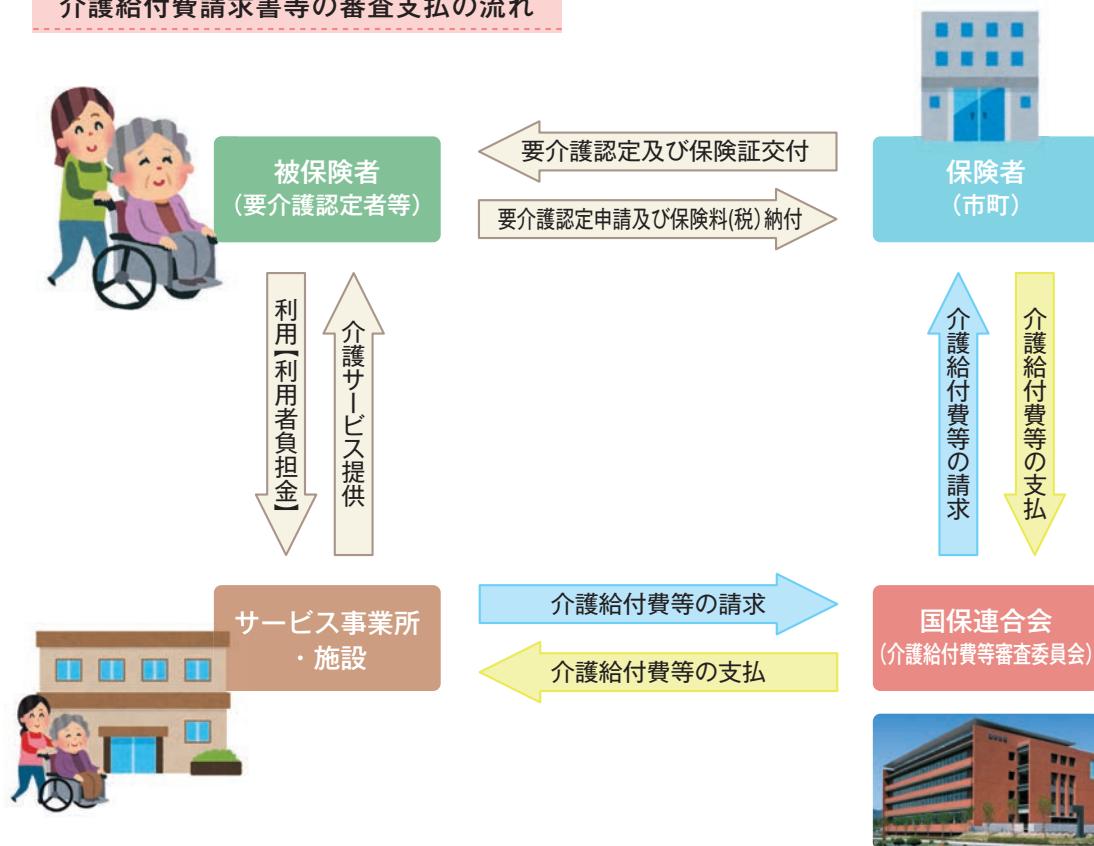
保険者から委託を受け、介護給付費（介護保険法第176条第1項第1号）の請求に関する審査及び支払、介護予防・日常生活支援総合事業費（介護保険法第176条第1項第2号及び第2項第3号）の審査決定に係る審査及び支払事務を行っています。

事業者等から給付管理票及び介護給付費請求書等を受け付け、介護給付費等審査委員会による審査後、支払額を決定し、保険者への請求及び事業者等への支払を行います。

なお、請求情報等の受付は、事業者等が指定を受けた都道府県の国保連合会（以下「受付連合会」という。）で行い、受給者資格及び給付上限管理等の審査は、保険者が所在する都道府県の国保連合会（以下「審査連合会」という。）で行っています。

また、受付連合会と審査連合会が異なる場合、請求明細等の情報交換及び国保連合会間の決済業務は、国保中央会を経由して行うことになっています。

介護給付費請求書等の審査支払の流れ



(2) 介護給付費等審査委員会

介護給付費請求書等の審査を行うため、介護保険法第179条に基づき、本会に介護給付費等審査委員会を設置しています。

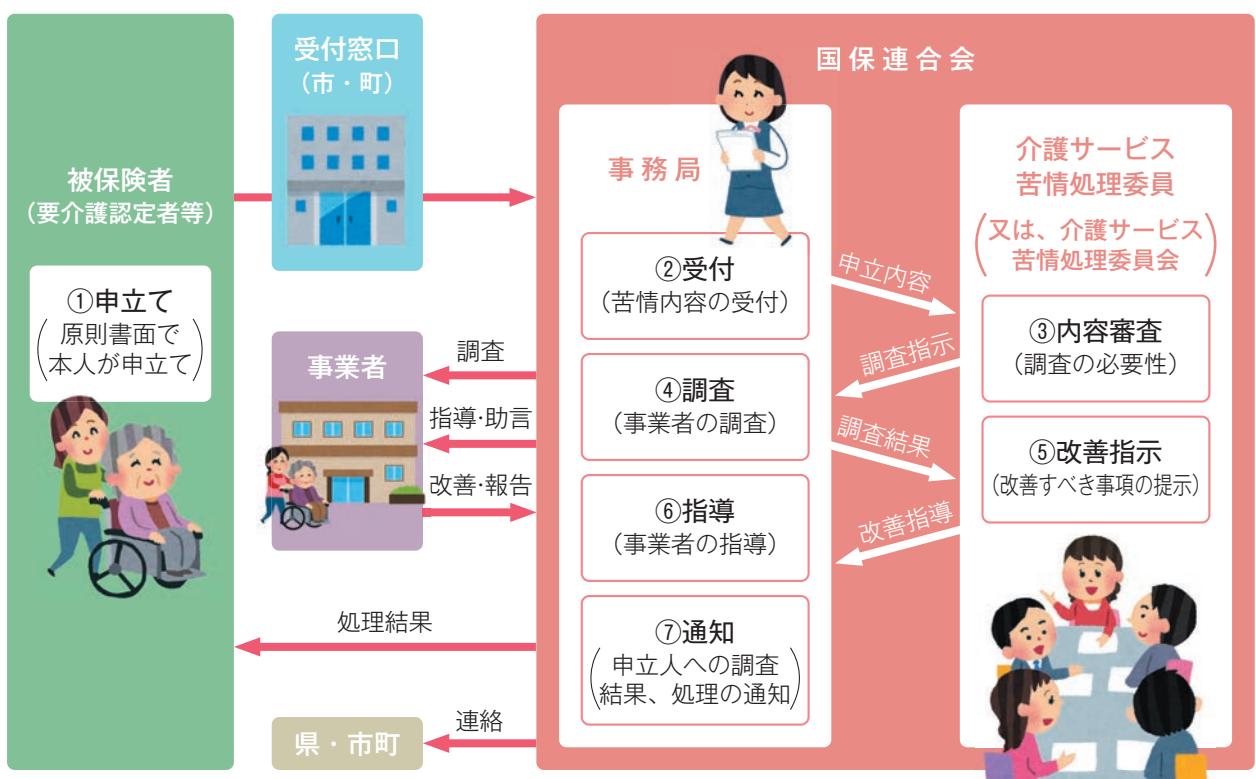
委員は、介護給付等対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者を代表する委員、市町を代表する委員及び公益を代表する委員の三者（同数）により組織され、委員会は毎月1回開催し、介護医療部会と審査部会の2部構成により請求の審査に当たります。

(3) 苦情処理業務

国保連合会が広域的対応が可能であること、介護サービスにおいて第三者機関であること、及び審査・支払業務を通じて、受給者及び事業者に関する情報を保有することになること等の理由により、国保連合会は介護保険法第176条第1項第3号に基づき介護保険制度における苦情処理機関として被保険者等から介護サービスに係る苦情を受け付けています。

なお、「運営基準」には、国保連合会の事業者に対する指導、助言の権限がうたわれるとともに、指導、助言を受けた改善内容の（国保連合会への）報告義務が盛り込まれています。

苦情処理の流れ



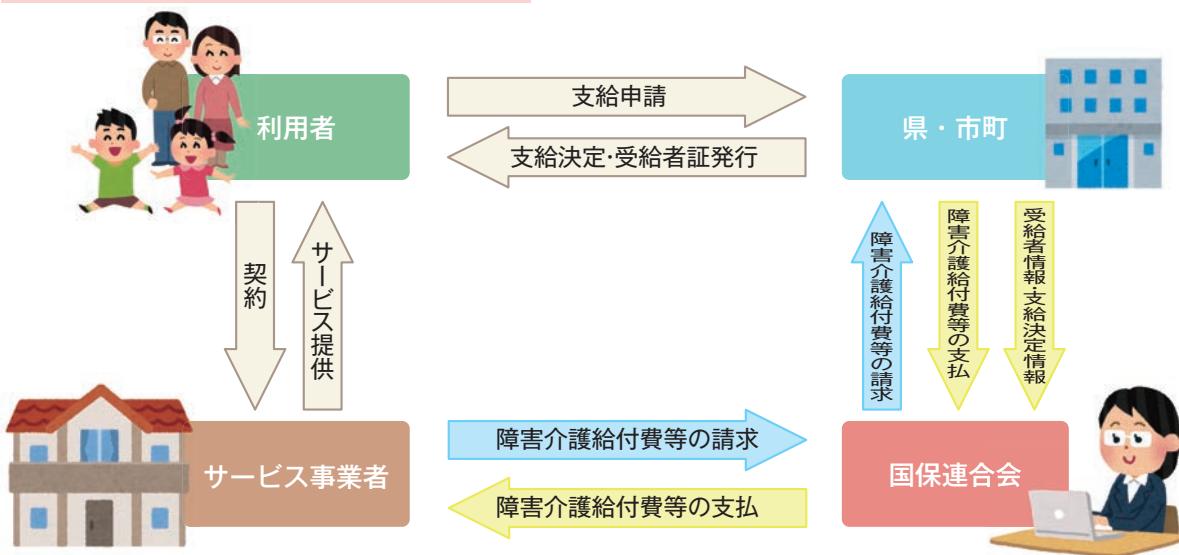
7 障害者総合支援審査支払業務

国保連合会は障害者総合支援法第96条の2の規定により、市町から委託を受け、指定事業者等から請求される介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費（以下「障害介護給付費」という。）の支払に関する業務を行っています。

また、児童福祉法第56条の5の2の規定により、県から委託を受けた障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費、市町から委託を受けた障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費（以下「障害児給付費」という。）の支払に関する業務も併せて行っています。

なお、平成30年度からは県及び市町の委託を受け障害介護給付費及び障害児給付費の審査業務も行っています。

障害福祉サービス費等支払業務の流れ



8 保険者事務電算共同処理事業

保険者に共通する事務を国保連合会で一元的に電算共同処理することにより、保険者事務の効率化を図るとともに、医療費の適正化及び保健事業の基となる医療費データを蓄積し、国民健康保険事業の円滑な推進を図っています。

(1) 保険者事務電算共同処理事業

一般業務

- ① 被保険者資格の登録及び異動処理に関すること
- ② 診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）等の資格、給付確認及び給付記録事務に関すること
- ③ オンライン資格確認等システムの運用開始に伴うレセプトの振替分割処理に関すること
- ④ 高額療養費支給事務に係る資料の作成に関すること
- ⑤ 高額医療・高額介護合算療養費等に関すること
- ⑥ 保健事業活動等に係る統計資料の作成に関すること
- ⑦ 国保事業状況報告等に係る資料の作成に関すること
- ⑧ その他

特別業務

- ① 医療費通知書の作成に関すること
- ② 疾病分類別統計表の作成に関すること
- ③ 「結核・精神」特別調整交付金申請資料作成業務に関すること
- ④ その他保険者が必要とするもので国保連合会が認めたもの

(2) 国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務

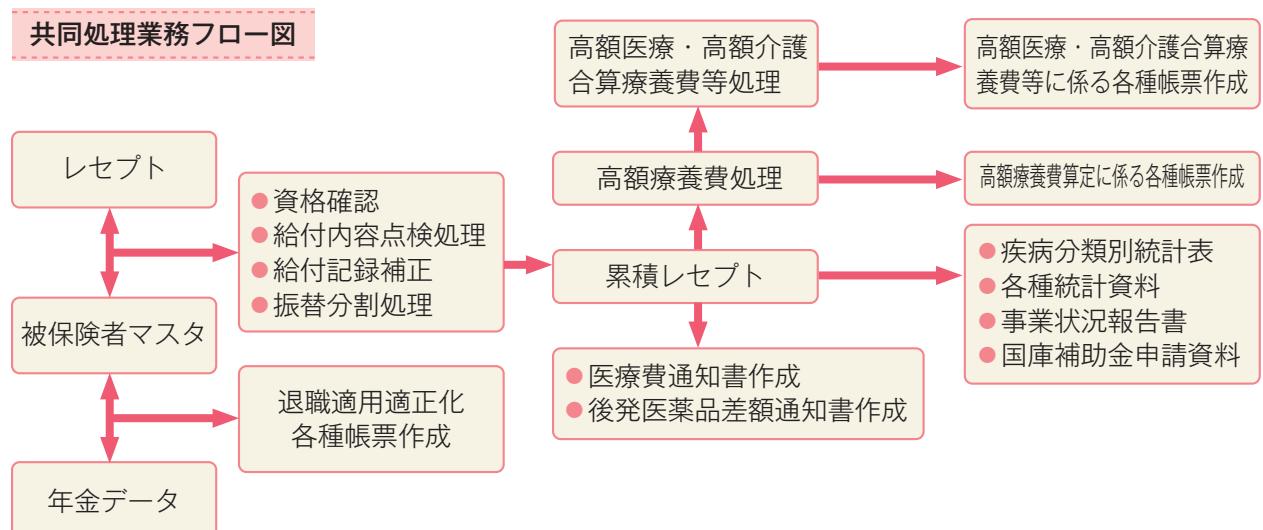
- ① 国保被保険者資格情報等の集約・管理に関すること
- ② 高額療養費の多数回該当に係る該当回数の引き継ぎに関すること

(3) 国民健康保険事業状況報告書電算共同事業

- ① 国民健康保険毎月事業報告書（事業月報）
- ② 国民健康保険事業報告書（事業年報）
- ③ 国庫負担金等申請資料で国保連合会が認めたもの

(4) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知書作成業務共同事業

- ① 医科入院外レセプト・調剤レセプトを対象とした先発医薬品と後発医薬品との差額通知書作成
- ② 被保険者等への差額通知書の発送
- ③ 被保険者等からの差額通知書内容照会に対する対応（コールセンター等）
- ④ その他保険者が必要なもので連合会が認めるもの



(5) レセプト点検業務共同事業

国民健康保険の医療給付の適正化に関し、保険者業務の効率化及び財政の健全化に寄与することを目的として、国保連合会が、保険者（市町・国保組合）が行うレセプト点検業務の一部を受託し、国保総合システムを使用して国保連合会において業務を実施するものです。

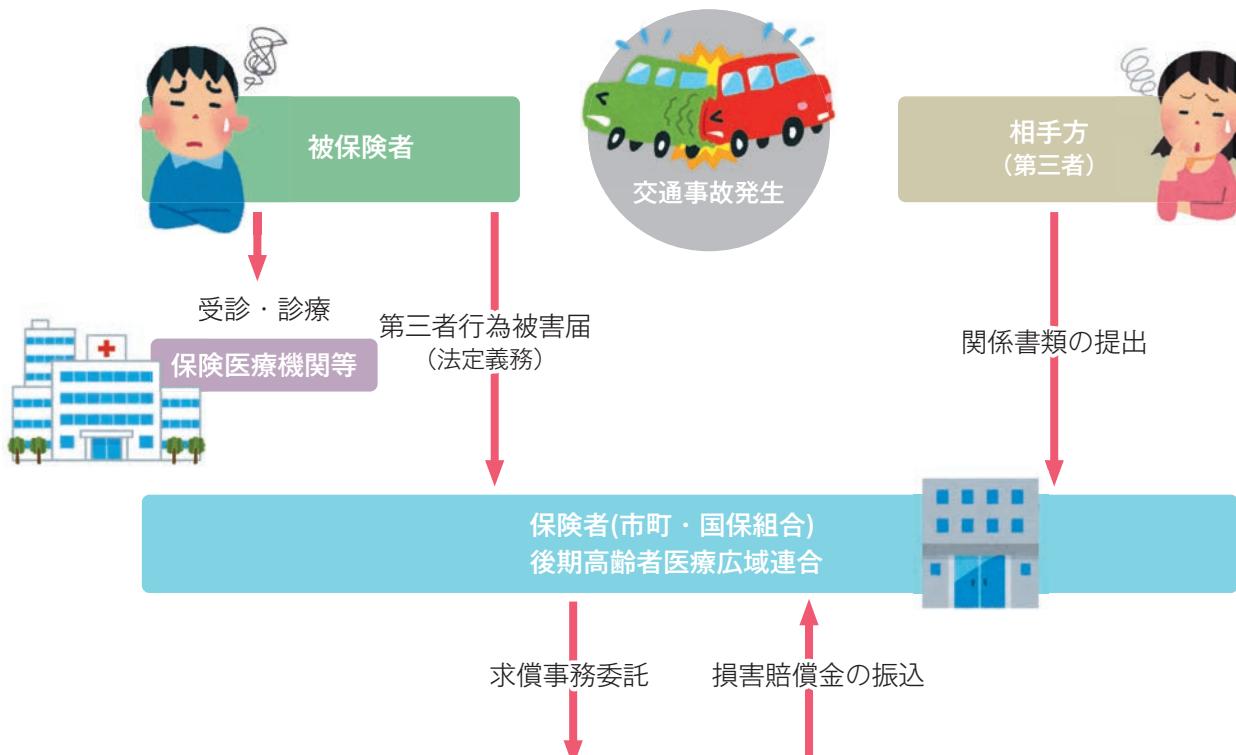
(6) 第三者行為求償事務共同事業

国保法第64条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢法」という。）第58条第1項及び介護保険法第21条第1項に規定する第三者行為のうち、交通事故等に係る損害賠償請求権を代位取得した保険者等から委託を受け、損害賠償求償事務を行っています。

求償事案発掘の取組として、第三者行為求償が疑われるレセプトの提供、介護保険者による被害届の勧奨業務に活用する第三者行為求償突合リストの提供、本会から関係機関へ、交通事故の対応状況の調査及び傷病届提出の勧奨等の支援事業を行う第三者行為負傷原因調査支援業務を行っています。

共同処理を行うことで、保険者事務の円滑化を図り、医療費の適正化に努めています。

第三者行為求償事務共同処理の流れ



国保連合会が行う共同処理の主な内容

- 求償事務に関する相談及び助言
- 損保会社等や第三者本人との過失割合等の折衝
- 保険者等に対する手続き、書類等の指導 等

国保連合会



相談・助言



損害賠償金の請求



損害賠償金の支払

9 特定健康診査・特定保健指導に関する事業

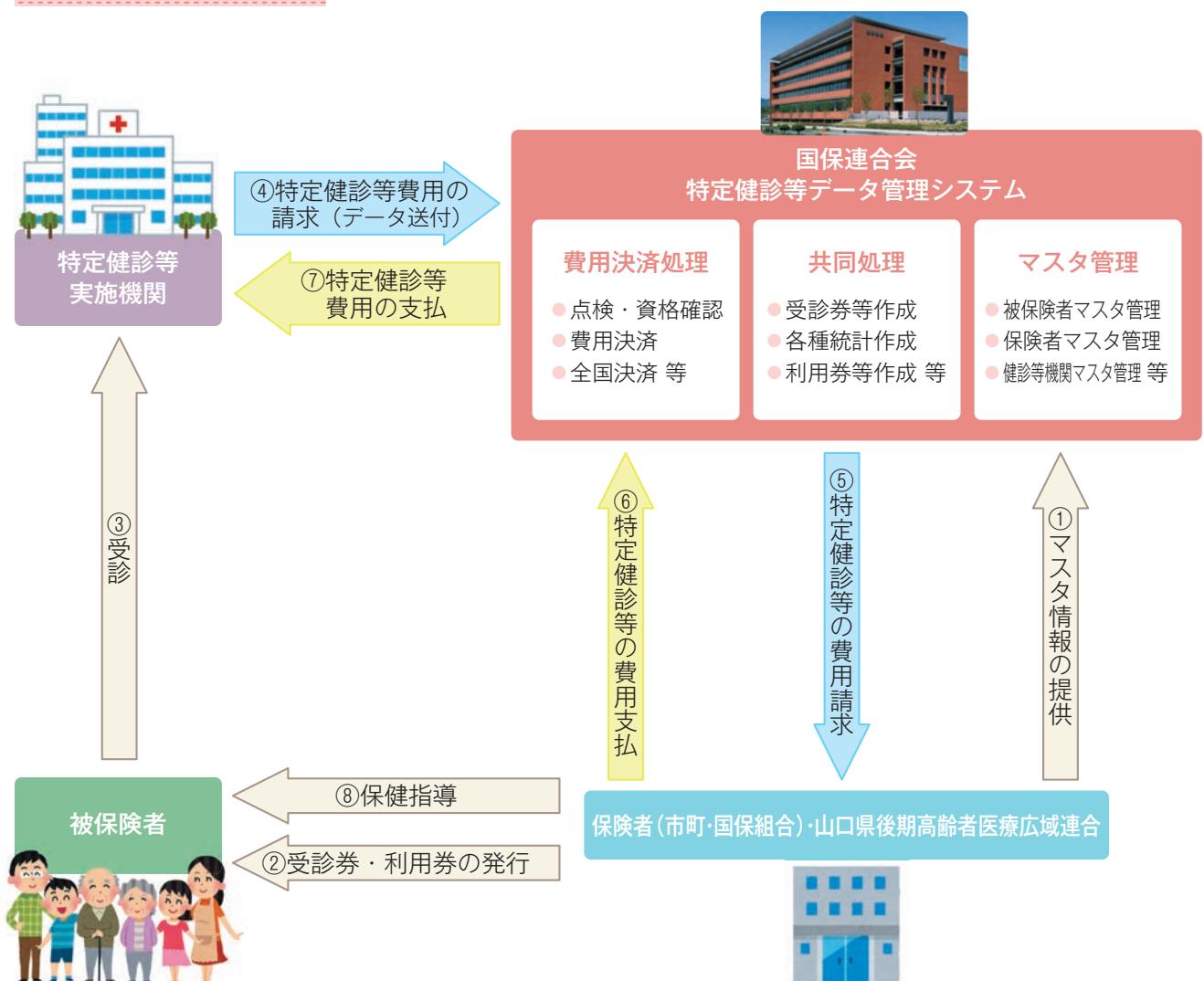
特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発生リスクが高い対象者を早期発見し、生活習慣の改善により発症と重症化の抑止を図り、医療費の適正化に結びつけることを目的としています。

特定健康診査・特定保健指導の対象者は40歳から74歳までの方となっており、山口県では、後期高齢者についても健康診査が実施されています。

本会では、保険者（市町・国保組合）及び山口県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、費用決済処理・共同処理及びマスタ管理を行っています。

山口県の市町（村）国保被保険者の令和2年度特定健康診査の受診率は29.7%（全国平均33.7%）であり、全国で38位という状況にあります。一人当たり医療費の水準が高い山口県においては、財政面からも受診率向上への取り組みが喫緊の課題となっています。

特定健診等業務の流れ



10 国保連合会が行う保健事業

本会では国保法第104条に基づき、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、医療の適正化に関する調査研究、保険者が被保険者の健康の増進保持のために行う健康教育、健康相談等の保健事業について支援しています。

保健事業の推進

項目	事業内容
委員会の開催	●国保保健活動推進委員会の開催
	●保健事業支援・評価委員会の開催
	●国保事業充実強化推進協議会
医療情報の提供研究事業	●疾病・受診状況関係資料の作成、提供
	●国保データベース（KDB）システムの活用支援
保健事業の支援	●データヘルス計画策定のための助言（ヘルスサポート事業）
	●糖尿病性腎症重症化予防事業に関する支援（セミナーの開催）
高齢者健康増進関連事業	●地域包括ケア事業の推進
	●介護予防普及啓発教材の作成・貸出
	●高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に関する取組み（セミナーの開催）
	●国保データベース（KDB）システムの活用支援
連携、人材育成	●県・市町・後期高齢者医療広域連合・山口県保険者協議会との連携
	●市町保健師研究協議会支援、連携
	●山口県在宅保健師会「鈴の会」支援、連携
	●認知症研修会の開催
	●国保診療施設看護師等臨床研修事業の実施
特定健診関係業務支援	●国保保健事業研修会（ヘルスサポート研修会）の開催
	●特定健康診査・特定保健指導に関する保険者支援
	●健診結果の実績報告及び分析
広報・啓発	●受診率向上のための取組状況調査
	●県・市町の行う健康づくり事業への協賛
	●健康フェスタ等への参加
	●ホームページ、広報誌での情報提供
	●器材貸出し、啓発用配布物の提供

(貸出一覧)

品名	種類等
着ぐるみ	●クマ・カッパ・ウサギ 他7種類
医療用具	●加速度脈波測定システム アルテット・LDN ●骨健康度測定器骨ウェーブ ●超音波骨量測定装置、ビーナスevo ●肌年齢測定器
検査用器材	●足指力計測器チエッカーくん ●デジタル自動血圧計 他4種類
ヘルスパネル	●骨粗鬆症予防シリーズ 他4種類
視聴覚器材（DVD等）	●生活習慣の改善で心臓病を予防しよう! ●介護予防で、いつまでも元気! 他22種類
その他	●のぼり・はっぴ・介護予防教材(紙芝居、タペストリー)等



着ぐるみ



骨健康度測定器
骨ウェーブ

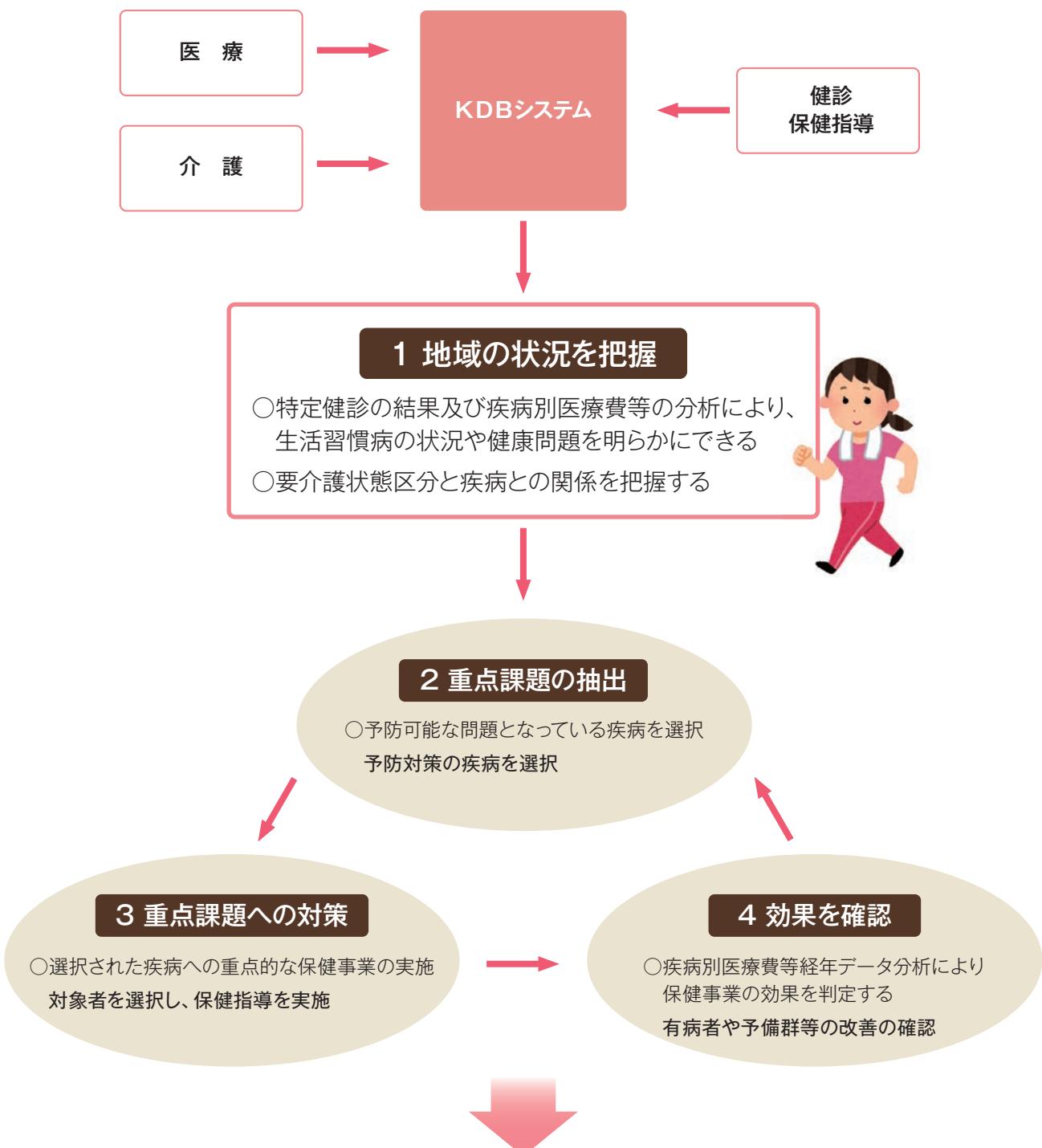


肌年齢測定器

11 国保データベース（KDB）システム

国保データベース（KDB）システムによる支援

国保連合会が保有する「医療」「健診・保健指導」「介護」等の各種データを利活用し、必要な人に必要な予防サービスを提供できるシステムです。生活習慣病の予防対策の充実を図り、国保や介護保険の安定的運営につなげることができます。



※効率的・効果的な保健事業の実施により住民の健康の維持・増進に寄与し、(地域の健康水準の向上)、国保・介護保険の安定的な運営(医療費・介護給付費の適正化)を図る。

12 広報事業の推進

① 広報誌「国保やまぐち燐」発行（季刊発行）

保険者のか、各関係団体にも幅広く送付し、国保・介護保険制度の動向などの情報を掲載しています。
(平成25年度からウェブサイト掲載)

② インターネット・ホームページの開設

本会の概要や、医療機関・保険者に向けた情報等を掲示し、総合的な情報発信源としての役割を果たしています。

(ホームページアドレス) <https://www.kokuhoren-yamaguchi.or.jp/>

③ 収納率向上対策及び特定健診受診推進ポスター・横断幕等の作成

④ 国保連合会ガイドの作成



国保やまぐち燐



ホームページ



収納率向上対策ポスター



特定健診受診推進ポスター

13 研修事業

保険者事務担当者のスキル向上のため、講師を招き、研修会等を開催しています。

- ① 市町保健師等の研修
- ② 認知症予防研修会
- ③ 国保保険事業研修会（ヘルスサポート研修）
- ④ 国保事務新任担当者向け国保総合システム操作説明会
- ⑤ 市町福祉医療担当職員研修会（県と共に）
- ⑥ 国保事務担当初任者研修会（　〃　）
- ⑦ 第三者行為求償事務研修会（　〃　）
- ⑧ 徴収事務研修会（　〃　）
- ⑨ KDBシステム操作研修会
- ⑩ 糖尿病性腎症重症化予防セミナー
- ⑪ 高齢者の保健事業セミナー



徴収事務研修会

14 その他の業務

(1) 海外療養費不正請求対策事業

海外において療養費等を受けた場合の費用について、国保法第54条及び高確法第77条に基づき支給される療養費の支給にあたっては、市町、組合及び後期高齢者広域連合において海外療養費の不正請求について対策として、下記の業務を行っています。

- ① (再翻訳) 診療内容明細及び領収明細書等に添付されている翻訳文とは別の翻訳
- ② (文書照会) 療養等を受けたとされる海外の医療機関等に対して、文書により支給申請に係る療養等が行われた事実の有無や、行われた療養等の内容の照会実施
- ③ (電話照会) 療養等を受けたとされる海外の医療機関等に対して、電話により支給申請に係る。

(2) 風しん抗体検査等費用支払業務

令和元年6月より、市町からの委託を受け、特に風しん抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象として実施されている風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期定期接種について、保険医療機関から提出された接種費用等に係る請求支払業務を行っています。

また、市町に対する請求額及び医療機関に対する支払額確定後、医療機関からの請求内容に不備等が生じたものについて、支払金額の調整（過誤調整事務）を行っています。

(3) 新型コロナウイルス感染症予防接種に係る請求支払業務

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、国の主導的役割のものと、都道府県の協力により市町において予防接種を実施するとされています。

市町からの委託に基づき、令和3年4月より、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種接種費用の請求支払事務を行っています。

Ⅲ 山口県国民健康保険団体連合会のあゆみ



年 月 日	事 項
昭和 13. 7. 1	国民健康保険法施行（旧法）
15. 7. 1	山口県国民健康保険組合連合会設立が認可され発足
23. 6. 30	10周年記念式典
7. 1	国保法第3次改正により、経営主体を組合経営から市町村公営へ、加入を義務加入原則へと移行、国保事業普及率は、県下全市町村に対し26.4%
12. 1	法律改正により、山口県国民健康保険団体連合会と改称
25. 3. 1	「山口県国保情報」創刊號を発行 S32.7「山口の国保」 S35.4「山口県国保広報」 S42.5「山口こくほ」 H11.1「国保山口」 H15.1「国保やまぐち燐」と改名
10. 1	診療報酬審査業務開始
32. 4. 1	山口県国保連合会の診療報酬支払資金貸付制度開始
33. 11. 1	20周年記念式典
34. 1. 1	新国民健康保険法施行（新法）
4. 1	診療報酬支払業務開始（49保険者が委託）
35. 4. 1	県民皆保険達成（全国12番目） 62保険者 被保険者数784,505人
38. 4. 1	和木村が8割給付を開始
10. 1	県下全保険者が世帯主の7割以上の給付を実現
43. 1. 1	県下全被保険者の7割以上の給付が実現
2. 26	下関市が審査支払業務を委託、全保険者（62）からの業務委託が実現
10. 30	30周年記念式典
47. 1. 1	老人医療費助成制度（償還方式）実施（山口県）
4. 1	老人医療費助成制度（現物方式）実施（山口県）
48. 1. 1	老人医療費無料化実施（国）
4. 1	寝たきり老人（65才～69才）医療費県費助成制度実施
〃	レセプト確認事務の協力を開始
10. 1	重度心身障害者及び乳児医療費助成制度支払業務実施
〃	寝たきり老人（65才～69才）医療費支給制度実施（国）
49. 1. 1	高額療養費支給制度（県下全市町村）開始
5. 1	国保と老人医療の請求事務が一本化
50. 1. 1	国保と公費負担医療の請求事務が一本化
10. 1	診療報酬全国決済制度開始
51. 4. 1	診療報酬審査支払業務事務機械化処理を実施
52. 11. 2	山口県自治会館完成（11月7日に事務所移転）
53. 7. 28	40周年記念式典
10. 1	母子家庭医療審査支払業務実施
55. 4. 1	「基金積立金制度」を創設
58. 2. 1	老人保健法施行（老人保健制度創設、医療費拠出金制度開始）
59. 4. 1	高額医療費共同事業実施
〃	審査専門部会設置
10. 1	退職者医療制度開始
61. 5. 14	第三者行為求償事務相談業務開始（毎月2回）
62. 4. 1	保険者事務電算共同処理実施（57保険者中 49保険者参加 86.0%）

年 月 日			事 項
昭和 63.			第三者行為求償事務共同事業開始
7. 1			50周年記念式典
平成 元.			老人保健事務電算共同処理実施（49市町村参加）
4. 1			保険者事業状況報告書、電算共同処理実施（全保険者実施）
2. 9. 1			山口県国民健康保険50年誌発刊
5. 1. 11			保健活動推進委員会設置
4. 1			国民健康保険財政診断事業開始
9. 1			福祉医療費入力をOCR処理へ移行
7. 9. 1			第三者求償事務の収納業務を実施
8. 4. 1			健康総合対策事業実施（8年度～10年度）
9. 4. 1			疾病統計などデータベース事業実施
4. 1			レセプト様式 A4判化実施
5. 1			厚生省「厚生行政総合情報システム」と接続
10. 11. 5			60周年記念式典
11. 3. 1			医療事務電算処理推進事業に係る電算機器を整備
4. 1			在宅医療等推進支援事業を開始
9. 1			平成11年度介護保険主治医意見書料支払業務共同事業開始
12. 4. 1			介護保険制度施行に伴う介護給付費の審査及び支払業務開始
4. 1			介護給付費審査委員会の設置
4. 1			介護サービス苦情処理委員会の設置
4. 1			介護保険者事務電算共同処理実施（56保険者全参加）
4. 1			山口県国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会の設置
8. 1			福祉医療費（国保分）レセプト請求一本化
14. 10. 1			老人保健高額医療費支給事務共同事業
15. 4. 1			高額医療費共同事業の拡充、制度化
16. 11. 10			レセプトOCR処理開始
17. 3. 25			国保会館完成（5月1日に事務所移転）
10. 20			山口県保険者協議会設立
18. 6. 14			「医療制度改革法」の制定
10. 1			保険財政共同安定化事業の実施
19. 2. 1			山口県後期高齢者医療広域連合の設立（人的支援）
3. 1			画面審査の導入
10. 1			障害介護給付費支払業務開始
4. 1			新・共同電算処理システムの導入
20. 4. 1			後期高齢者医療制度（長寿医療制度）施行に伴う診療報酬審査支払業務等の開始
4. 1			特定健康診査・特定保健指導施行に伴う健診データ管理及び支払業務の開始
6. 1			レセプト管理システムの導入（後期高齢者医療分）
21. 7. 1			福祉医療費事務電算共同処理事業の開始
10. 1			出産育児一時金等の医療機関への支払事務の開始
4. 1			高額医療・高額介護合算に関する事務の開始
22. 4. 1			保険者レセプト管理システムの導入（国保分）

年 月 日	事 項
平成 23. 10. 1	国保総合システムの導入
〃	後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知書作成業務の開始
24. 4. 1	診療報酬等の支払早期化
12. 1	柔道整復施術療養費の審査支払業務の開始（従前は審査業務のみ）
25. 10. 1	国保データベース（KDB）システムの導入
26. 5. 1	介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システムの稼働
8. 1	保健事業支援・評価委員会の設置
〃	海外療養費不正請求対策事業の実施
28. 1. 1	マイナンバー制度開始
4. 1	介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払業務開始
〃	介護給付適正化支援事業の開始
29. 9. 5	プライバシーマーク認証の取得
30. 4. 1	国民健康保険法の改正により県が国保保険者に加入
〃	普通交付金収納事務の開始
〃	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務（国保情報集約システム）を開始
〃	障害者総合支援給付費の審査支払業務を開始（従前は支払業務のみ）
令和 元. 6. 1	風しん対策事業に係る請求支払業務を開始
2. 4. 1	第三者行為直接求償事務を開始
7. 21	山口県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る慰労金及び支援金支払等業務の受託
3. 4. 1	新型コロナワクチン接種支払代行業務を開始
11. 30	オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務の開始
12. 24	山口県介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業に係る補助金支払等業務の受託
4. 2. 14	中期財政見通しの策定
3. 31	山口県国保会館長期保全計画の策定
4. 28	介護職員及び福祉・介護職員待遇改善支援事業に係る補助金支払等業務の受託

山口県国民健康保険団体連合会

〒753-8520 山口市朝田1980番地7



国保連合会ガイド〈第21号〉

令和4年7月発行

編集 山口県国民健康保険団体連合会
発行人 事務局長 杉山 修



山口県国民健康保険団体連合会

〒753-8520 山口県山口市朝田1980番地7

課（室）名		電話番号	FAX番号	メールアドレス
代 表		083-925-2003	083-932-7003	info@kokuhoren-yamaguchi.or.jp
総務課	総務企画班	083-925-2102		kaikei@kokuhoren-yamaguchi.or.jp
出納室	会計班	083-925-2033	083-934-3664	hoken@kokuhoren-yamaguchi.or.jp
保険者支援課	健康増進班	083-925-7932		
	求償班	083-925-2048		
介護保険課	介護保険班	083-925-2697	083-934-3665	kaigo@kokuhoren-yamaguchi.or.jp
	苦情相談専用	083-995-1010		
審査管理課	審査管理班	083-925-2044	083-934-4020	shinsakanri@kokuhoren-yamaguchi.or.jp
	過誤・再審査調整班	083-925-2029		
情報システム課	システム管理班	083-925-2067	083-925-7864	densan@kokuhoren-yamaguchi.or.jp
	支払班	083-925-2122		
審査1課	第1班	083-925-2042	083-934-4020	shinsa1@kokuhoren-yamaguchi.or.jp
	第2班	083-925-2047		
	第3班	083-925-2049		
	第4班	083-925-2074		
審査2課	歯科班	083-925-2099		shinsa2@kokuhoren-yamaguchi.or.jp
	調剤・療養費班	083-995-1017		